

**「戸籍関係」のこと  
(氏の変更 / 名の変更 /  
子の氏の変更 など)**

**注意事項**

一般的に、申立てが多い類型のものを示したものであり、必ずしもあなたのケースに合致するとは限りません。どの手続きをとるべきか判別できない場合は、弁護士等の専門家に相談したり、家庭裁判所にお問い合わせください。なお、裁判所は、手続案内は可能ですが、法律相談や身の上相談に乗ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

R6.6 ver

スタート

はじめに、上記の「注意事項」  
を必ずご確認ください。



申立書ほか提出書面の書式等  
(宇都宮)

① 「氏(名字)」を  
変えたい。

② 「名(下の名前)」を  
変えたい。

**「名の変更の許可」**

戸籍上の氏名のうち「名」を変更  
するための手続

やむを得ない事由により、氏を変更  
したい。

例えば、

- ・婚姻前の氏(旧姓)に戻したい。
- ・外国籍の配偶者の氏(通称氏)や、  
外国籍の親の氏に変更したい。  
など

「父または母」と同じ戸籍に入籍し、  
その「父または母」と同じ氏を称したい。

例えば、

- ・父母が離婚等をし、母について新戸  
籍が編製されたが、自分(子)は父の  
戸籍に入ったままなので、母の戸籍へ  
入籍することで、母と同じ氏を称したい。  
など

**「氏の変更の許可」**

戸籍上の氏名のうち「氏」を変更するための手続

※ 婚姻後6か月以内に外国籍の配偶者の氏に変更したい  
場合等、家庭裁判所の手続が不要な場合があります。  
[戸籍法107条2項、3項]

**「子の氏の変更の許可」**

(父母の離婚後などに、)子をもう一方の戸籍へ入籍させるための手続

※ 氏を変更できない場合(民法上の氏が同一である場合等)や、  
父母が婚姻中の場合等、家庭裁判所の手続が不要な場合があります。  
[民法791条2項、4項]

その他 関連する手続

**「性別の取扱いの変更」**

性同一性障害の方が戸籍上の性別を変更するための手続

**「戸籍訂正」**

戸籍の記載に誤りがある場合にそれを訂正するための手続